

議第 17 号議案

東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 30 年 9 月 14 日提出

提出者	新座市議会議員	平松	大佑
賛成者	〃	野中	弥生
	〃	工藤	薫

提 案 理 由

東海第二原発の運転期間延長を行わず廃炉にすることを求めるため、この案を提出する。

## 東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書

2011年3月に発生した福島原発事故の原因は、いまだに不明点多岐にわたり、事故収拾の目途も立っていません。そういった中、平成29年11月24日、日本原子力発電株式会社（原電）は、法律で定められた原子力発電の運転期間40年制限（40年ルール）を超えて、更に20年の運転延長を原子力規制委員会に申請しました。埼玉県を含む関東地方でも福島第一原発事故によって、放射能汚染による影響を受けましたが、東海第二原発は、埼玉県から約130kmの距離にあります。老朽化した東海第二原発の運転延長、再稼働を容認することはできません。

原子炉等規制法（2013年改正施行）で定めている運転期間は、40年としており、東海第二原発は、1978年に運転開始した沸騰水型（BWR）の古い設計の原発です。

東海第二原発の再稼働をめぐり、立地自治体の茨城県東海村に加え、周辺の水戸市、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市の5市で構成する「原子力所在地域首長懇談会」は、5市にも実質的な事前了解権を与える新安全協定を原電と締結しています。

また、事故に備える避難計画の策定を義務付けられる30km圏内の人口は、全国で最多の約96万人であり、東海第二原発避難先自治体との協定締結及び広域避難計画では、避難先に埼玉県も指定されています。しかし、協定、計画に関わる具体的協議はほとんど進んでいません。

よって、国及び政府に対して、東海第二原発の運転延長を行わず廃炉にするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣様  
経済産業大臣様  
環境大臣様  
原子力規制委員会委員長様